

令和6年度 農業改善事業補助金の概要

生産基盤の整備または経営改善のために、機械化や施設等の共同導入により労働力の省力化、効率的で安定的な生産を実現できる体制の確立を図ることを目的としている。この補助金は、それらに要する費用の一部を町が補助金として交付し、農業者の負担軽減を図る制度です。

記

1. **令和6年度**の総補助金額は、10,000,000円となっています。
2. 補助率については、事業費の3分の1以内とします。
(補助金限度額は1,000,000円。ただし、ヤマ掃き等に使用する器具・機械の購入等は300,000円)
3. 補助対象は、導入しようとする関係農家。認定農業者または農家集団（原則として町内在住の農業者2戸以上で組織された団体）であること。
(農家集団にあつては耕作面積の合計が2.0ヘクタール以上あること)
4. **6月28日(金)までの受付**とし、予算額を超した場合は、全体額を按分した額が補助額となります。

※ 申請関係者は、補助金を交付された場合、以後5年間は交付申請できません。
ただし、埼玉県知事による特別災害の指定を受けた場合を除く。

※ 認定農業者への登録を希望される方は、早急に観光産業課農業振興担当までご連絡をお願いします。

【補助対象例】

トラクター・収穫機・選別機・予冷库・堆肥運搬車・肥料散布機・緑肥すき込み機・ビニールハウス・農業用井戸・刈払機・チェーンソー
ヤマ掃き等に使用する器具（熊手、カゴ）など

【問い合わせ・申し込み先】三芳町観光産業課 農業振興担当

電話：049(258)0019 内線212